

女満別町・東藻琴村事務事業重点項目整理表

資料2

No	事業名	課題	調整区分	調整方針
78	電子計算機の管理運用	<ul style="list-style-type: none"> ・現在使用しているシステムはメーカーが違い互換性がないことから、データの統合をしなければならない。 ・限られた時間の中でシステムの構築を検討しなければならない。 ・確実に安価に行う必要がある。 ・安定した広域ネットワークの構築。 ・住民基本台帳ネットワーク、公的個人認証等との連携 	合併時に統合	<ul style="list-style-type: none"> ・住民サービスを低下させないよう、合併時までシステムを統合する。
90	消防組織機構	<ul style="list-style-type: none"> ・消防組織の検討 	合併時に再編	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の消防・救急体制を維持しつつ、合併時まで再編する。
94	議会議員の任期及び議員数	<ul style="list-style-type: none"> ・合併後の定数設定 ・合併特例法の取り扱いについて ・選挙の方法、時期について 	合併時に再編	<ul style="list-style-type: none"> ・新設合併をした場合の議員の身分等については、原則的には地方自治法の規定によるが、合併特例法による特例措置もあり、その選択方法については協議会で協議する。
233	国民健康保険税の賦課事務	<ul style="list-style-type: none"> ・税率に相違がある。 ・応益・応能割合の平準化が必要。 ・納期・賦課方法に相違がある。 	合併時に統合	<ul style="list-style-type: none"> ・税率は合併時に統合する。 ・納期・賦課方法は、納税者の負担を考え、女満別に合わせるのが望ましい。（暫定賦課の導入・納期回数9回）
238	戸籍事務	<ul style="list-style-type: none"> ・両町村とも戸籍がコンピュータ化されておらず、全戸籍及び戸籍の附票を新町名に書き換え並びに対象者への通知は膨大な作業量であるが、短期間で行う必要がある。 	合併時に統合	<ul style="list-style-type: none"> ・合併までに戸籍のコンピュータ化を検討する。
245	手数料（証明書の交付・閲覧等）	<ul style="list-style-type: none"> ・2町村とも金額及び各証明書様式等に相違がある。 	合併時に統合	<ul style="list-style-type: none"> ・合併時に積算根拠を明確にし、統合する。
256	老人保健事業基本健康診査	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診査の委託先、自己負担及び対象年齢に相違がある。 	合併時に再編	<ul style="list-style-type: none"> ・合併時に統合・再編する。
264	各種がん検診	<ul style="list-style-type: none"> ・対象年齢、受診内容、自己負担及び検診の委託先に違いがある。 	合併時に再編	<ul style="list-style-type: none"> ・合併時に統合・再編する。
359	高齢者生活支援ハウス運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者負担基準は同じであるが、居住部門負担額に違いがある。 ・運営委託は両町村とも地元福祉会に委託しているが、委託料に違いである。 	存続	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者生活支援ハウスの利用者負担及び委託契約基準を統一し存続する。
372	老人医療費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道医療給付事業に基づき各市町村が実施しているが、制度改正に伴い、平成20年3月31日をもって廃止される。 	合併時に統合	<ul style="list-style-type: none"> ・合併時に統合する。
378	乳幼児医療費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道医療給付事業に基づき各市町村が実施しているが、両町村はそれぞれ単独拡大給付を行っている。 	合併時に統合	<ul style="list-style-type: none"> ・合併時に統合する。

女満別町・東藻琴村事務事業重点項目整理表

資料2

No	事業名	課題	調整区分	調整方針
379	重度心身障害者・ひとり親医療費助成事業	・北海道医療給付事業に基づき各市町村が実施しているが、両町村はそれぞれ単独拡大給付を行っている。	合併時に統合	・合併時に統合する。
396	介護保険料の賦課徴収事務	・保険料に相違（月額基準保険料 女満別2,900円：東藻琴3,066円）がある。 ・普通徴収回数に相違（女満別4回：東藻琴5回）がある。	合併時に統合	・第3期介護保険事業計画(平成18年度～20年度)を平成17年度中に策定することから、2町村介護サービス見込量等の算定を行い、合併時に統合する。 ・普通徴収該当者がより納付しやすいようにするため、納期回数を5回とする。
406	保育所・保育園事業	・保育料及び保育時間に相違がある。	存続	・保育所については存続する。 ・運営その他については、更に協議を行う。
410	防犯灯設置（街路灯設置含む）	・維持、管理方法に相違がある。	合併時に統合	・合併時に統合する。
415	火葬場（施設・使用料）	・女満別町施設の老朽化 ・使用料の格差	合併時に統合	・施設及び使用料については、合併時に統合する。
423	ごみの収集・運搬	・ごみの有料化 ・収集体制に相違がある。 女満別町～個別収集 東藻琴村～ステーション	合併時に再編	・ごみの有料化は、合併前実施を検討する。 ・合併後に、収集回数・区域・体制について再編する。
424	ごみ資源化事務（減量化含む）	・ごみの減量化の一手段として、ごみの有料化は不可欠である。 ・新旧最終処分場埋立地の延命化 ・資源物の処理方法及び引き渡し先に一部相違がある。	合併時に再編	・有料化は合併前実施を検討し、有料化によるごみの減量化を図る。 ・合併後、リサイクルセンターの有効活用を図り、処理方法及び引き渡し先の一元化を図る。
431	自治会補助金	・補助内容や算定方式に相違がある。	合併時に統合	・合併時に統合する。
463	農業振興助成制度	・補助目的、内容に相違がある。 ・補助事業の見直しに当たっては、農協や受益者との調整が必要となる。	合併時に再編	・独自に実施している事業については、統廃合を含め補助内容及び補助率を再編する。
464	農業振興団体補助	・補助目的・内容に相違がある。 ・見直しに当たっては団体との調整が必要となる。	合併後に再編	・当面は現状のまま存続し、合併後2年を目途に団体の統廃合及び自主的運用の可能性を含め検討し再編する。
473	畜産振興対策補助事業（家畜防疫事業）	・両町村の防疫内容や助成率に差がある。	合併後に統合	・伝染病予防ワクチン代助成については合併時に廃止の検討を行い、組織を統合する。
	畜産振興対策補助事業（種豚導入事業）	・女満別町のみ取組となっている。	合併後に廃止	・合併時に廃止の検討を行う。
	畜産振興対策補助事業（酪農ヘルパー利用組合）	・両町村の補助金額が違うため不公平感が出る可能性がある。 ・農協合併と併せ組織の統合も想定され流動的課題となっている。	合併時に再編	・合併時に助成額を調整する。

女満別町・東藻琴村事務事業重点項目整理表

資料2

No	事業名	課題	調整区分	調整方針
473	畜産振興対策補助事業（乳牛検定組合）	・酪農ヘルパーと同様農協合併と併せ組織の統合も想定され流動的課題となっている。	合併後に再編	・東藻琴村は人的支援を実施していることから当面は現状のまま存続し、合併後2年以内に支援方法も含め再編する。
	畜産振興対策補助事業（大家畜経営体質強化資金利子補給金）	・東藻琴村のみの事業となっている。	存続	・合併後も存続する。
501	林業振興助成制度	<ul style="list-style-type: none"> ・「北の森づくり事業、21世紀北の森づくり事業」については、現在、道において見直し作業中であり、その検討状況を注視していく必要がある。 ・「森林整備推進対策事業補助金」は女満別町が単独で実施している取組となっている。 ・森林整備地域活動支援交付金事業については、国が平成14年度から18年度の5年間で実施するために創設されたものであるが、各市町村とも負担が多く、また投資効果に疑問があり、今後においては、同制度を廃止し、造林事業等への補助制度の充実を要望する必要がある。 	合併時に再編	・北海道の補助制度の見直し経過を考慮しながら、合併時に再編する。
502	森林組合補助	<ul style="list-style-type: none"> ・森林組合については、美幌・女満別・網走・小清水・清里・斜里・東藻琴の7組合で合併協議会を設立し協議が進められており、市町村合併の動向により合併が推進されることが予想される。 ・森林組合の合併が促進されるよう支援すると共に、合併後経営が安定するまでの間は支援措置を講じていく必要がある。 	合併後に再編	・合併後に再編する。
545	農業委員会委員の任期及び定数	<ul style="list-style-type: none"> ・地域全体の農業の維持・発展を一層図るため、農業委員会の定数の適正な確保を図る必要がある。 ・同一町村内における農地行政の業務については、公平・平等について実施される必要がある。 ・農地の受け手不足の中、広域的な対応の必要性が増している。 ・行政改革の趣旨の反映に留意する必要がある。 	合併時に再編	<ul style="list-style-type: none"> ・合併後の新町に置く農業委員会は、1委員会とすることが望ましい。 ・新設合併をした場合の農業委員の身分等については、原則的には農業委員会等に関する法律の規定によるが、合併特例法による特例措置もあり、その選択方法については、協議会で協議する。
590	簡易水道料金の賦課徴収に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・用途別、口径別、基本水量と料金に差がある。 ・メーター使用料の有無の差がある。 ・検針回数（毎月、隔月）の差がある。 ・将来の水道施設整備について差がある。 	合併後に再編	・基本水量については、合併時まで統一を検討し、料金等については、合併後に協議し、再編を図る。

女満別町・東藻琴村事務事業重点項目整理表

資料2

No	事業名	課題	調整区分	調整方針
624	下水道使用料及び受益者負担金等の賦課徴収に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 用途別、基本水量と料金に差がある。 受益者分担金に有無の差がある。 	合併後に再編	<ul style="list-style-type: none"> 基本水量については、合併時まで統一を検討し、料金等については、合併後5年を目途に再編を図る。
647	道路除雪関連事業	<ul style="list-style-type: none"> 除排雪体制の確立。 除雪路線の統合が必要。 事務所、車輛の保管場所について調整が必要。 	合併時に統合	<ul style="list-style-type: none"> 現行の除雪水準を維持しつつ、合併時に統合を図る。
676	通学バス運行業務	<ul style="list-style-type: none"> 委託形態に相違あり。 女満別町：営業ナンバー登録車により運行 東藻琴村：自家用ナンバー登録車により運行 福祉バス、患者輸送バス、福祉巡回バス等含めて検討が必要 バス更新時期及び導入方針の再検討が必要。 バス路線（通学区等）の再検討が必要。 通学バス路線の連携の調整 村立高等学校への通学者バスの継続 	合併時に再編	<ul style="list-style-type: none"> バス路線、臨時運行等については、合併時に調整する。 委託形態、運行管理、バス更新等については、合併後3年を目途に再編する。
679	村立高等学校に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 近年は少子化傾向等の理由により、生徒数が減り学年定員の40名を確保することができていない状況にあり、今後、魅力ある高校を目指した学校づくりが必要になる。 北海道東藻琴高等学校のあり方・生徒数の確保について、住民・教育関係者を一堂に会した懇話会の設立が必要である。 北海道東藻琴高等学校を存続していくためには、毎年度多額の費用がかかる。 校舎は建築後16年が経過し、外壁・塗装等の改修が必要である。 老朽化した緑友寮の大規模改修が必要になる。 	存続	<ul style="list-style-type: none"> 合併時は、新町立高等学校として存続する。 北海道の高等学校適正配置計画の動向、少子化に伴う入学対象生徒数の減少による入学生徒確保問題等、市町村立高等学校を取り巻く社会環境は厳しい状況下にあるので、合併後においても町立学校の存続については、継続検討事項とする。